様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

処　　分　　名	大津市老人福祉センター指定管理者の指定		
根　拠　法　令　名	大津市老人福祉センター条例 （昭和５５年条例第２０号）	（条項）第１１条第３項	
基　準　法　令　名	大津市老人福祉センター条例 （昭和５５年条例第２０号）	（条項）第１１条第３項	
所　管　部　署	健康保険部　　健康長寿課　　長寿政策係		
標準処理期間	１２０　日	法定処理期間	ー　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

［指定管理者の指定に係る審査基準］

指定管理者の指定に係る審査基準は、大津市老人福祉センター条例第１１条第３項各号に掲げるとおりとする。

参　考

［根拠法令・基準法令］

大津市老人福祉センター条例

（指定管理者の指定の手続）

第11条　略

２　略

３　市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上、指定管理者を指定するものとする。

(1)　センターの利用に関し不当な差別的扱いが行われるおそれがないこと。

(2)　センターの設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。

(3)　センターの管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

４　略

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。